

公告

公立陶生病院パンフレット制作業務委託に関する公募型プロポーザルについては次のとおりである。

令和3年12月27日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務委託名
公立陶生病院パンフレット制作業務委託
- (2) 業務場所
瀬戸市西追分町160番地内
- (3) 業務期間
業務委託契約締結の翌日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務内容
公立陶生病院ホームページ (<https://www.tosei.or.jp/>) に掲載する「公立陶生病院パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり
- (5) 見積限度額（上限）
1,155,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 基本事項
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 公告日前日において、令和2・3年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「03：映画等制作・広告・催事」、取扱内容（小分類）「01：広告企画・代行」が登録されている者であること。
 - ウ 公告日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
 - カ 瀬戸市から「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

(2) 同種業務の実績

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、200床以上の病院において、パンフレットの制作業務を受託した実績があること。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、令和4年1月12日（水）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書等の配布期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月11日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）

(2) 配布場所

公立陶生病院企画部経営課及び公立陶生病院ホームページ

(3) 資格確認申請書等の提出期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月11日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）

(4) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 提出部数

1部

(6) 提出場所

公立陶生病院 企画部経営課

(7) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加資格を有する者でプロポーザル参加を希望する者は、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

(1) 実施要領の配布期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月11日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）

(2) 配布場所

公立陶生病院企画部経営課及び公立陶生病院ホームページ

(3) 企画提案書の提出期間

令和4年1月13日（木）から令和4年1月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (4) 提出時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (5) 提出部数
正本1部 副本5部
- (6) 提出場所
公立陶生病院 企画部経営課
- (7) その他
 - ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。

5 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

- (1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。
- (2) 公募型プロポーザルを実施した結果、運営事業者に相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不採用となる場合もある。

6 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 問い合わせ先
公立陶生病院 企画部経営課経営企画係
瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1656（直通）